

## 平成 18 年 10 月 教育委員会定例会会議録

### 1 開会の日時

平成 18 年 10 月 20 日（金）午前 9 時 30 分

### 2 出席委員

齋藤 道子 委員長

奥寺 康彦 委員

船山 道敏 委員

出光 ケイ 委員

### 3 欠席委員

田中 茂 委員（教育長）

### 4 出席説明員

教育長職務代理人（管理部長）

小林 繁

管理部総務課長

長澤 潤

管理部学校再編担当課長

奥田 幸治

管理部教職員課長

阿部 信行

管理部総合高校担当課長

井上 昭

管理部学校管理課長

高田 利男

生涯学習部長

三塚 勉

生涯学習部生涯学習課長

永塚 高行

生涯学習部学校教育課長

外川 昌宏

生涯学習部学校保健課長

田嶋 敏彦

生涯学習部スポーツ課長

大場 智和

生涯学習部美術館開設準備室長

原田 光

生涯学習部教育研究所長

渡辺 浩

生涯学習部中央図書館長

濱田 祐治

生涯学習部自然・人文博物館長

林 公義

### 5 傍聴人

なし

### 6 議題及び議事の概要

委員長 開会を宣言

委員長 本日の会議録署名人に出光委員を指名した

教育長報告（教育長職務代理者 小林管理部長から報告）

平成 18 年 9 月 30 日から本日までの所管事項についてご報告いたします。

まず初めに、10 月 15 日に市内小学 5 年生児童の大変痛ましい事故が発生いたしました。事故当日、各委員へは本件に関し電話で状況をご説明させていただきました。その後の教育委員会としての対応につきましては、のちほど学校教育課長からご報告いたします。

それでは、その他の事項について報告いたします。

9 月 15 日から始まりました平成 18 年 第 3 回市議会定例会が 10 月 17 日に終了しました。一般質問、教育経済常任委員会、決算特別委員会において、教育委員会所管の事業に関する質疑がおこなわれました。教育委員会から提出してありました美術館関連の議案も可決いただき、無事終了いたしました。

10 月 7 日にベイサイドポケットにおいて、第 79 回市民体育大会記念式典及び体育功労者表彰式をおこないました。当日は 14 名の体育功労者の表彰をおこない、元選手 3 名から講演をいただきました。奥寺委員からは激励のお言葉をいただき、盛大に開催することが出来ました。

10 月 11 日、16 日の 2 日間で、市議会議員の皆様には横須賀美術館を見学していただきました。ご参加いただきました市議会議員の皆様には好評でありました。一昨日 18 日には、横須賀美術館にて市長の定例記者会見が実施され、市長から美術館に関して、日本一の美術館となるよう教育委員会のみならず、全庁として取り組んで行きたい旨の発言がありました。

10 月 14 日には、横須賀市医師会創立 100 周年記念講演会に出席いたしました。当日は医師会の遠藤理事による「市民の健康と医師会活動」とアグネス・チャン氏の「みんな地球に生きるひと」の講演を拝聴してまいりました。平素から横須賀市医師会様には、地域医療に多大なる尽力を頂いているだけでなく、教育委員会としても様々な局面でご指導ご協力をいただいております。今後ともご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

10 月 18 日には青少年創意工夫展表彰式が開催されました。本年度は市内小中学校から 1,263 点の応募があり、入選作品は 14 点でした。当日は教育委員長に代わり、私から委員長賞を授与してまいりました。ちなみに委員長賞に入選した作品は、杖と靴べらを組み合わせたものでした。

以上で報告を終わります。

## 議案第 45 号 『横須賀市立看護専門学校条例中改正について』

### 委員長 議題とすること宣言

(総務課長)

議案第 45 号「横須賀市立看護専門学校条例中改正について」ご説明いたします。

まず、はじめに横須賀市立看護専門学校についてご説明いたします。この学校は学校教育法に規定する専修学校として、平成 16 年 4 月 1 日に、現在のうわまち病院の敷地内に設置したもので、修業年限は 3 年、取得資格は看護師の国家試験受験資格、保健師、助産師学校の受験資格となっており、現在の在學生は 1 年生から 3 年生までで合計 110 名となっております。所管は教育委員会となりますが、学校の性格上、その管理運営につきましては、教育委員会の権限に属する事務の一部を健康福祉部長に委任する規則により、健康福祉部に委任しております。しかしながら、同規則中で議会に付議する議案作成についての意見の申し出に関する事務は、委任の対象から外しております。従いまして、今回健康福祉部から授業料改正のための条例改正を市議会第 4 回定例会に提出するにあたり、教育委員会へ意見聴取が送達されたことにより、本件を教育委員会に議案として提出させていただきました。

続きまして、条例の改正内容について、ご説明いたします。議案の 1 ページに改正文がございますが、3 ページの条例第 4 条の朱書きをご覧ください。

横須賀市立看護専門学校の授業料について、現行の年額 12 万円を 15 万円に改正するものでございます。なお改正後の授業料は来年度の新 1 年生から適用し、既に在学している新 2 年生、新 3 年生については現行の年額 12 万円の授業料が適用されます。

次に改正の理由といたしましては、横須賀市立看護専門学校は、平成 16 年 4 月 1 日に設立し、今年度末をもって 3 年が経過いたします。学校設立時の授業料は、県立看護専門学校の授業料を参考に年額 12 万円に決定したもので、その後、県立看護専門学校では授業料の改正がされ、現在 166,800 円となっております。また、県立看護専門学校はおおむね 2 年に 1 回、その他公立の藤沢市立看護専門学校はおおむね 3 年に 1 回の改正がされている状況でございます。

こうした状況を鑑みまして、本市といたしましても、設立後 3 年が経過する平成 19 年度からの授業料の改正を行いたいと考えたものであります。条例の施行期日は平成 19 年度からの授業料改正ですので、平成 19 年 4 月 1 日といたしました。

以上で「横須賀市立看護専門学校条例中改正について」の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(奥寺委員)

県立の学校の授業料が値上げをしたということで、本校の授業料が値上げになるということだが、理由がないと理解しづらい。

(総務課長)

3年前に当初設定した段階も、県内の公立看護専門学校の授業料を参考にした経緯がある。

(奥寺委員)

値上げの根拠については、市もリーダーシップをとってほしい。

(総務課長)

実質的な事務を所管している健康福祉部にその旨を伝えます。

(出光委員)

うわまち病院の評判は良い。なぜなら看護学校が併設であるゆえか、若い看護師が生き生きと働いている。看護師のように、人のために働くような仕事を選ぶ人のためには、学校の授業料を値上げするどころか、むしろ全額免除をするくらいでも良いのではないか。

(教育長職務代理者)

卒業後に市内の病院に配属されることを条件に、奨学金制度があるはずだ。

(総務課長)

ちなみに同種の県内の私立の専門学校の授業料は 50 万円から 70 万円程度である。

(船山委員)

実際の管理は横須賀市医師会が受託し運営している。16 年 4 月開校なので、来春には初の卒業生を送り出すことになる。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第 45 号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

「(仮称)横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」素案について(中間報告)(学校再編担当)

(学校再編担当課長)

「(仮称)横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」素案について(中間報告)についてご説明いたします。

教育委員会7月定例会でもご報告させていただきましたが、横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会から教育委員会へ適正配置等の提言をいただきました。そこで教育委員会として、この提言の趣旨に則り、今後の適正配置の基本方針の素案を作成いたしました。

今後の予定については、横須賀市市民パブリック・コメント手続条例に基づく手続に則り、市内の全小中学校の保護者あてにも通知を行うなど、広く市民の方から意見を頂戴したものを、来年1月の教育委員会定例会でご議決いただきます。横須賀市市民パブリック・コメント手続条例に則り、11月6日から素案に対する意見募集を開始し、11月30日のパブリック・コメントの意見募集締め切り後に、頂いたご意見を整理し、1月の教育委員会定例会にパブリック・コメントの意見を反映した基本方針をお諮りしたいと考えております。

それでは方針の内容を説明いたします。まず学校の適正規模・適正配置についての基本的な考え方を説明します。基本方針策定の経緯ですが、現在、横須賀市の児童・生徒数は、20数年前のピーク時から半数以下になっています。現在は学年によっては1学級しか編成できなかつたり、全学年1学級ずつだったりというように小規模化が著しく進んでいる学校があります。一方、最近の大規模開発によって児童・生徒が急増し、学校の新設や増築などの対応が必要になってきている地域もあります。また、通学区域の問題では、学校配置の関係で、近くに学校がありながら、子どもたちが交通機関を利用して遠くの指定校まで通学しているような地域もあります。このような学校規模や配置などの物理的側面が、子ども同士の間関係面、学校としての教育指導面、学校運営面にさまざまな影響を与えることが考えられますので、学校規模や配置による格差を少なくすることが課題となっています。そこで、教育環境の整備を図るため、学校規模と配置に関する教育委員会としての基本的な考え方をまとめ、適正化に取り組むこととしました。また平成18年7月に、学校関係者や学識経験者、市民を交えた「横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会」から提言を受けましたので、この提言に基づきまして、教育委員会としての基本方針を策定します。

適正規模については学校規模の定義を、小学校、中学校とも適正規模校を 12～24 学級と考えております。適正配置については、本市は丘陵地や谷戸が多く平坦地が少ないため、学校が偏在していたり、学校が通学区域の端に位置していたりして、地域によっては通学距離が長く、交通機関の利用を余儀なくされている児童・生徒もいます。また適正配置については、保護者や地域の方々の意向を尊重しながら、学校配置や通学区域の見直しを行っていきます。適正な通学距離の範囲は、小学校は 2 キロメートル程度、中学校は 3 キロメートル程度としました。

提言では通学距離は小学校 2 キロ、中学校 3 キロでしたが、現状では僅かに超える地区もあることから、このような表記としました。

規模及び配置の適正化の方策については、「通学区域の見直し」「隣接校との統合」「学校の分離新設」「特別認定校制度」「規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について」となりますが、いずれの場合も、その後の周辺校を含めた学校規模や施設、通学距離に問題がないことと、子どもたちの生活や、地域と学校との関わりを十分に考慮に入れて検討を行います。

規模及び配置の適正化の方策については、「通学区域の見直し」「隣接校との統合」ですが、統合時期については慎重に検討を行います。また統合により発生する学校の跡地利用については、全市的なまちづくりの視点で、本市の「未利用地等の土地利用に関する取扱方針」に基づいて検討を行うこととなります。

「学校の分離新設」については、新設校及び周辺の学校が将来的にも適正規模が保たれることを考慮していきます。

「特別認定校制度」「規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について」では、遠距離通学者に対してはスクールバスなどの通学手段の確保について検討します。

「(5) 通学区域制度の弾力的運用について」では今後も学校規模や配置の適正化を図りながら継続して行い、地域の実情や保護者のニーズに対応していきます。

続きまして学校規模・配置の適正化の検討・実施に当たっての方策を説明します。検討のための基準については、これまで、教育委員会では、「小・中学校の統合方針」(平成 9 年 1 月作成)を基に統合の検討を行ってきましたが、この統合方針に替えて、次のとおり検討のための基準を定めることとします。学校規模及び配置の適正化の検討のための基準は、小規模校の場合、小学校の学校規模は 11 学級以下の場合、中学校の学校規模は 5 学級以下の場合とします。大規模校の場合、小学校、中学校とも 31 学級以上の場合とします。通学距離に関しては、小学校で 2 キロメートル程度を超える場合、中学校の場合 3 キロメートル程度を超える場合とします。

検討・実施の手順については、学校関係者、保護者、地域の方々と教育委員会が協働して検討を行い、合意形成を図った上で進めていきます。「(仮称)市立小・中学校適正配置計画」の策定については、本基本方針を策定後、教育委員会において、具体的な地域等の名称を明記した「(仮称)市立小・中学校適正配置計画」を策定します。その計画に基づき、問題のあるエリアから順次、検討を進めていきます。「地域別協議会」の設置については、地域別協議会がまとめた意見を、「意見書」として教育委員会に提出していただきます。庁内検討組織の設置については、地域別協議会から提出された意見書の内容について、「(仮称)学校再編検討委員会」によって意見書の内容についての検討を行い、教育委員会に検討結果を報告します。教育委員会に対しては、地域別協議会と(仮称)学校再編検討委員会からの報告を受けたうえで報告を行います。また実施に当たっては、より円滑に通学区域の見直しや学校の統合などが進むよう、学校関係者、保護者、地域の方々と、在校生への配慮事項の協議や、統合に向けての学校間の交流、事前の準備の検討などを行っていきます。

特に配慮することは、「学校関係者、保護者、地域の方々との合意形成について」、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点で協議をし、合意形成を図った上で進めていきます。「市民への情報提供について」は、ホームページや地域別協議会ニュースなどを通じて、積極的に保護者、市民へ情報提供を行っていきます。「基本方針等の見直しについて」は、国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化により見直しの必要が生じたときには、再度、検討を行い、見直しを図っていきます。以降は、補足的資料となります。11月6日からはパブリック・コメント手続きの意見提出期間となります。そこで提出された意見を取りまとめたものを来年1月の教育委員会定例会で報告させていただきます。

(出光委員)

今回の方針は小規模校に重点を置いているのか。今後の予測はどうか。

(学校再編担当課長)

市内のどこの学校へ行っても教育環境が均一になるようにしたいと考えている。小規模校を適正規模化したいと考えている。学区の見直しなどを行うことで、まず対応したと考えています。今後について大塚台小学校、浦賀中学校を除くと、大規模校が生まれる要因は少ないです。

委員長 特に質問はなく、次の報告事項を聴取することを宣言

・平成 19 年度横須賀市立横須賀総合高等学校に入学する生徒の募集人員について（学校教育課）

（学校教育課長）

平成 19 年度横須賀市立横須賀総合高等学校に入学する生徒の募集人員について、ご報告いたします。平成 19 年度の募集人員はお手元にございます資料の通りです。

なお、募集人員については、県立高等学校を設置する神奈川県、市立高等学校を設置する、横浜市、川崎市もそれぞれの教育委員会に「平成 19 年度県立及び市立高等学校に入学する生徒の募集人員について」、付議することになっております。従いまして、公式発表は、神奈川県、横浜市、川崎市と本市の教育委員会の終了後に予定されている、「平成 19 年度公立高等学校入学定員について」の記者発表において行われます。本年度の記者発表の日程は、10 月 26 日となっておりますことを、ご承知おきくださいますよう、お願いいたします。

以上で、平成 18 年度横須賀市立横須賀総合高等学校に入学する生徒の募集人員についての報告を終わります。

委員長 特に質問はなく、次の報告事項を聴取することを宣言

・小学校児童の事故への対応について

（学校教育課長）

小学校児童の事故についてご報告させていただきます。まず、事実といたしまして、10 月 15 日（日）14 時 05 分、池上 5 - 8 - 16 消防団の裏の電柱に少年が首を吊った状態で発見された。そばに、白と赤のマウンテンバイクがあった。身元がわかるものは何もなかった。病院に搬送されたが亡くなっていたという事件がおきました。

次に教育委員会の対応についてお知らせいたします。警察が近くの小学校、中学校に身元確認に行った時間が 16 時半頃です。16 時 40 分に中学校の校長より、「中学校の学区で子どもの自殺があったらしい」との連絡が私のところに入りました。すぐに、連絡のあった中学に向かいました。17 時 20 分頃到着いたしました。その時点で両部長と連絡を取り合いました。中学ではすでに、警察の指導のもと、心当たりを探しておりましたが該当者がいないとの話でした。私はそれを受け、すぐに近くの小学校に向かいました。小学校では、写真を見て、心当たりがあるということなので、すぐに教頭、担任、学年の先生に警察に行ってもらうようにいたしました。18 時 15 分に警察に向かった教頭より身元の確



認ができた旨の連絡がはいりました。

その後は、教育長職務代理者と生涯学習部長は教育委員会で統括として指示を出していただきながらマスコミ対応をしていただきました。指導担当指導主事は、警察で情報を収集し、私は学校に待機し学校の支援をいたしました。

教育委員会といたしましては、児童の心のケアが最も大切であるとの考えから、月曜日より、臨床心理士のスクールカウンセラー、ふれあい相談員、教育研究所の相談担当指導主事などを配置して万全をきしました。

月曜日は、全校の集会を持ち冥福を祈り、命の大切さについて、校長より話をいたしました。月曜日はすこし落ち着かない児童もいたようですが、今では落ち着いております。

県教育委員会のスーパーバイザーの指導を受けながら、今後のどのように平常に戻すかを考えていきたいと思っております。

また、原因については、現在のところ学校に起因するようなものは出ておりませんが、教育委員会としては、慎重かつ十分な調査をする必要があると考えており現在行っております。また出来るだけ早くに平常な状態に戻るよう鋭意努力しております。

（教育長職務代理者）

神奈川県が学校現場でのいじめ発見のガイドラインを作成中との情報を耳にしたが。

（学校教育課長）

その件に関する詳しい情報は得ていない。横須賀市は平成13年に、いじめ暴力等のガイドラインを作成している。県と連絡を取り、そのガイドラインを改正する必要があるれば改正していきたい。

（教育長職務代理者）

横須賀市独自のものが出来たら、早く教育委員会に報告してください。

（奥寺委員）

最近全国レベルで教育委員会の失態による事件で大きく報道されているものが2件発生している。本市教育委員会は取り組み、発言には十分に注意されたい。

（出光委員）

子どもたちには、自分で自分を守る術を教えてあげて欲しい。また、もちろ

ん先生方も苦慮されていることと思うが、連鎖的に同種の事件が起こる可能性もあるので、十分注意されたい。

(学校教育課長)

自分を守る術は重要であると認識している。教育とは、そういうことを教えることである。私としても連鎖反応を一番憂慮している。

(船山委員)

精神科医の書物によると、若者の人格構造とは、傷つきやすく耐性が弱い。一方で、彼らの欲求不満に対して、親がものを与えることで解消させようとする傾向があるが、それでは解決にならず、いつしか噴出してしまう結果になると記されていた。

(学校教育課長)

自己肯定感と耐性が重要である。しかし、それは学校だけでは対処しきれない。家庭との連携、協力が非常に重要である。

(齋藤委員長)

他市の事例では、学校がいじめを知っていたにもかかわらず、隠蔽した結果、重大な事案に発展してしまった。事案を校長だけで抱え込むのは問題が多い。現場と教育委員会事務局が緊密な連携をとり対処してほしい。

委員長 他に質問はなく、その他報告等があるか確認。

(学校教育課長)

総合高校が平成19年度に使用する「政治・経済」の教科書について、前回の教育員会で「東京学習出版社」が出版できなくなり、新たな会社の教科書を、今回の教育委員会で採択をお願いしたい旨の報告をいたしました。学校も私どもも、その準備をしておりましたが、今日17日に、文部科学省より、著作権譲渡により、この教科書と同じ内容の教科書が発行される予定であるという連絡がありました。従って、継続して発行されるため、採択の変更は必要ないということになりましたので報告させていただきます。なお、万一、著作権譲渡がかなわなかった場合には、ご連絡をさせていただきます。

他に特に質問はなく、日程は終了した。

7 閉会及び散会の日時

平成 18 年 10 月 20 日（金） 午前 11 時 00 分

横須賀市教育委員会

委員長 齋藤道子